平 参 成 議 十 院 八 財 年三 政 金 月二十 融 委 員 日 会

政 府 は 次 の 事 項 に つ ١J く + 分 配 慮 す ベ きで あ る

活 特 の に 関 安定・ 農 税 林 率 水 ・向上に寄与するよう努め の 産 改 業 正 及 に当 び 中 たって 小企業に は、 及 我 ぼ が ること。 す 玉 影 の 響 貿 を 易 + を 分 め ぐる に 配 諸 慮 情 し 勢 つ く を 踏 調 ま え、 和 あ る 玉 対 民 外 経 経 済 的 済 関 な 視 係 の 点 強 か 5 化 及 玉 内 び 玉 産 業 民 生

な お 関 税 の 執行に当たっては、 より 層 適 正 公 平 な 課 税 の 確 保 に 努 め ること。

関 の 急 執 速 行 な 高 体 制 度 情 の 整 報 備 化 及 の 進 び 展 事 務 に ょ の IJ 層 の 経 情 済 報 取 化 引 の 機 玉 械 際 化 化 の 及 促 び 進 電 に 子 特 商 段 取 の 引 努 等 力 の を 拡 払 大 うこ が 進 む 状 況 に か h が み 税

更 流 形 る に 取 性 の 最 は 在 締 の に 近 1) 1) 加 に 方 層 え ょ **ത** お IJ 等 **ഗ** 強 け を 高 複 化 麻 る 考 度 雑 に 薬 玉 慮 な 化 対 際 す 専 し の 覚 化 門 樣 る せ の 性 相 玉 11 進 関 を に 際 剤 展 職 有 か 的 を 等 員 • す Ы 始 に る の が め、 社 伴 定員 人 み、 会 L١ 材 的 銃 税 確 税要請 の 砲 関 保は 育 業 成 業 の 知 務 もとよ 等 務 的 高 が に の ま 財 増 特 特 IJ 産 大 ı) 段 殊に 侵 L の 性 加 害 そ 努 え 物 複 の 力 品 雑 玉 処 を 際 F 化 遇改 払うこと。 ワ 郵 Т す シ 便 Α る 善 ントン 物 中 及び 自 で、 の 通 由 機 条 関 貿 そ 構、 手 易 約 の 続 協 該 適 職 を 定 当 正 場 含 物 か 瑗 品 め の つ 境 進 等 迅 た ഗ 今 展 の 速 整 後 に 水 な 備 ょ 際 の 処 る 玉 に 理 充 貿 際 お の 実 物 易 け 重

所 貨 特 偽 の に 造 置 力 玉 1 の 民 ド 実 の 等 行 安 に 不 心 当 ΙĒ • たっ 商 安 全 品 て の の は 水 確 際 保 そ 取 を 締 の 目 重 1) 的 要 لح 性 す 更 る に に + は テ 分 П 配 • 通 関 治 慮 手続 安維 た 業 の 持 務 適 対 処 策 正 化 理 の 体 遂行 制 迅速 の ゃ 実 化 現 を 知 — 層 に 的 努 財 め 义 産 っ る 侵 て 害 物 しし < 品 観 点 偽 で 造 ഗ 通

右決議する。